

令和4年第6回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 令和4年12月7日（水）
 - 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
 - 3 開 議 令和4年12月7日（水）（午前9時00分）
 - 4 出席議員 (13名)
 - 1番 福田 泰生 2番 渡邊 昌行 3番 谷口 和也
 - 4番 井上 容子 5番 前川さおり 6番 山路 善己
 - 7番 中西 友子 8番 北 守 9番 坪井 信義
 - 10番 山口 和宏 11番 奥川 直人 12番 風口 尚
 - 13番 小林 豊
 - 5 欠席議員 なし
 - 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名
町 長 辻村 修一 副 町 長 田間 宏紀 教 育 長 中西 章
会計管理者 藤川 健 総務政策課長 中村 元紀 税務住民課長 山下 健一
保健福祉課長 奥野 良子 産業振興課長 里中 和樹 建 設 課 長 真砂 浩行
教育事務局長 梅前 宏文 上下水道課長 平生 公一 病院老健事務局長 竹郷 哲也
地域づくり推進室 中川 泰成 防災対策室長 見並 智俊 地域共生室長 中西扶美代
生活環境室長 山口 成人 監 査 委 員 大西 栄
 - 7 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 中西 豊 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 中村 修穂
 - 8 日 程
- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 11番 奥川 直人 君
 - 13番 小林 豊 君
- 第 2. 会期の決定 令和4年12月7日～令和4年12月16日 10日間
- 第 3. 諸般の報告
- 報告第13号 令和4年度定期監査報告書
 - 報告第12号 例月出納検査結果報告書（令和4年8月分～10月分）
- 第 4 議案第77号 専決処分の承認を求めることについて
（令和4年度玉城町一般会計補正予算（第5号））
- 第 5 議案第78号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 6 議案第79号 玉城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 第 7 議案第80号 玉城町下水道事業の設置に関する条例の制定について
- 第 8 議案第81号 玉城町公共下水道条例の制定について
- 第 9 議案第82号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の全部改正について

- 第10 議案第83号 玉城町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第84号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第12 議案第85号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について
- 第13 議案第86号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第87号 玉城町農業集落排水設備支援事業基金条例の一部改正について
- 第15 議案第88号 三重州市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重州市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第16 議案第89号 三重州市町総合事務組合理約の変更に関する協議について
- 第17 議案第90号 令和4年度玉城町一般会計補正予算（第6号）
- 第18 議案第91号 令和4年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第92号 令和4年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第93号 令和4年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第94号 令和4年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第95号 令和4年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第96号 令和4年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）

（午前9時00分 開会）

◎開会の宣告

○議長（風口 尚） ただ今の出席議員数は、13名で定足数に達しております。 よって、令和4年第6回玉城町議会定例会を開会します

本定例会におきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止の措置を取らせていただきます。

1つ目にサーキュレーターによる常時換気を実施するとともに、おおむね1時間に1回程度の休憩をはさみ、議場を開放して十分な換気を行うこととします。

2つ目に会議中および発言の際におけるマスクの着用を義務づけます。

3つ目に本定例会を通じ、執行部の答弁は、登壇して発言する以外は、着席のままで行なってください。

4つ目にウイルス感染防止対策として、適宜の水分摂取を許可します。

5つ目としてソーシャル・ディスタンス確保の観点により議席の間隔を開けているため、マイク設備のない席がございますので、議員各位が発言の際は、質問席にてお願いします。

議員各位におかれましては、会議時間の短縮と円滑な議事運営にご協力いただきますよう、よろしくお願い致します。

それでは、開会にあたり、町長より定例会招集の挨拶があります。

（「議長」の声あり）

辻村町長

○町長（辻村 修一） 令和4年第6回玉城町議会定例会の開会にあたりまして挨拶を申し上げます。平素から議員のみな様方には町政推進に格別のご支援を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。ご承知のように新型コロナウイルスの第8波の感染が増えているということでございます。しかし町のみな様におかれましては、冷静に行動をされておられるということでございます。非常に感染力が強いということでございますし、更に感染防止に努めていきたいと考えております。

また、町のいろんな取り組みを推進する、なんと言いましてもコロナからの景気を回復していくということが重要です。特にそんな中で玉城中学校の生徒のスポーツの大会で、大変、県下、東海での活躍をしていただいていると、頑張ってくれているということなり、それぞれの自治区や地域におきましても行事やイベント、町民体育祭をはじめ、いろんなスポーツ大会も大変盛り上がってきておるわけでございますし、多くのみな様方のご参加や町の元気回復の取り組みに感謝を申し上げる次第でございます。引き続き元気回復のいろんな施策を講じていかなければならんとこんな風に思っております。

今期定例会では、ご案内のとおり令和4年度の各会計の補正予算を主に提案をさせていただいているわけでございますので、どうぞよろしく願いいたします。開会にあたっての挨拶といたします。

○議長（風口 尚） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

11番 奥川 直人 議員 13番 小林 豊 議員

の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（風口 尚） 次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月16日までの10日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月16日までの10日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先般配付しました会期日程案のとおりですので、ご了承願います。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（風口 尚） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、報告第13号 令和4年度 定期監査結果報告書、報告第14号 例月出納検査結果報告書（令和4年8月分ないし10月分）の提出、総務政策課から財政公表の提出がありました。

また、全国福祉保育労働組合 東海地方本部から、『保育・障害・高齢職場で働くすべての職員が賃金を引き上げられる補助金を求める意見書』の提出を求める陳情の提出がありましたので、机上配布いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

1つ目に報告第8号 玉城町財務書類の概要（令和2年度決算）、2つ目に報告第9号 令和3年度玉城町一般会計・特別会計決算審査及び基金運用状況審査意見書、三つ目に報告第10号 令和3年度玉城町公営企業会計決算審査意見書、4つ目に報告第11号 令和3年度決算に基づく財政健全化比率審査意見書及び令和3年度決算に基づく資金不足比率審査意見書、5つ目に報告第12号 例月出納検査結果報告書（令和4年5月分～7月分）、以上の提出がありましたので、その写しをお配りしております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第77号

○議長（風口 尚） 次に、日程第4、議案第77号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度 玉城町一般会計補正予算（第5号））を議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第77号 令和4年度玉城町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本議案は、電気、ガス、食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯あたり給付金5万円を支給するため、緊急に予算措置を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、方自治法第179条第1項の規定により、令和4年10月14日に専決処分をいたしましたものであります。歳入歳出それぞれ、6,273万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を69億9,595万2,000円といたしましたものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。
発言を許します。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、本案に対する質疑を終了します。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」の声あり)

討論はありませんので省略します。

これから、議案第77号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第77号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度 玉城町一般会計補正予算(第5号))は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第78号

○議長(風口 尚) 次に、日程第5 議案第78号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

辻村町長

○町長(辻村 修一) 議案第78号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員である北岡久芳委員が、令和4年12月22日をもって任期満了となるため、その後任委員として、玉城町玉川593番地、見並由紀氏を適任と認め、任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

なお、補足説明は省略させていただきます。よろしく、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(風口 尚) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発言を許します。

(「進行」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終ります。

本案につきましては討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第78号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第78号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり推薦することに同意の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(風口 尚) 起立全員であります。

したがって、議案第78号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 9時10分)

(新教育委員 見並由紀氏 入場)

ただ今、教育委員会委員に任命されました見並由紀さんから挨拶がございます。

見並さん、よろしくお願ひします。

○新教育委員(見並由紀) 見並由紀です。よろしくお願ひいたします。

○議長(風口 尚) はい、ありがとうございます。

(再開 9時13分)

◎日程第6 議案第79号から日程第9 議案第82号

○議長(風口 尚) 再開します。

次に、日程第6 議案第79号 玉城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてないし、日程第9 議案第82号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の全部改正についてを一括議題にします。町長に提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

辻村町長

○町長(辻村 修一) 議案第79号 玉城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日を施行日として公布されたことに伴い、一般職の定年年齢が60歳から65歳以上に段階的に引き上げられることとなったことから、職員それぞれの個々に応じた勤務体系を選択することで高齢層においても十分な能力が発揮できるようにするため、本条例を制定するものであります。

なお、詳細は、総務政策課長から説明させます。

議案第80号 玉城町下水道事業の設置に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

これは、玉城町の農業集落排水施設が将来にわたって持続可能な経営を確保できるように財務規定等を適用し、公共下水道と併せ下水道事業として公営企業会計へ移行するため、本条例を制定するものであります。

なお、詳細は、上下水道課長より説明させます。

次に、議案第81号 玉城町公共下水道条例の制定について、提案理由を申し上げます。

これは、玉城町下水道事業の設置に関する条例の制定に伴い、セグメント化した公共下水道の管理及び使用について必要な事項を定めるものであります。

なお、詳細は、上下水道課長から説明させます。

次に議案第82号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の全部改正について、提案理由を申し上げます。

これは、玉城町下水道事業の設置に関する条例の制定に伴い、セグメント化した農業集落排水施設の管理等について、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をさせます。

以上よろしく願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 総務政策課 中村課長

○総務政策課長(中村 元紀) 議案第79号 玉城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

条例改正議案3ページをご覧ください。

主旨といたしましては、平成16年地方公務員法に沿って創生されておりましたが、今回一般職の定年年齢が60歳から65歳に段階的に引き上げられることに伴いまして、必要な事項を定めるものでございます。高齢者の部分休業につきましては、30分を単位として、一週間あたりの勤務時間の2分の1を超えない範囲で60歳以上の職員に与えようとするものでございます。休暇中の給与につきましては、支給額から休暇時間に応じて減額するものでございます。部分休業の承認の取り消し、短縮、延長は行うことができるとしてございます。4ページをお願いします。なお附則においては、施行期日および関係する条例の一部改正を行ってございます。

以上簡単ではございますが補足させていただきます。

宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 上下水道課 平生課長

○上下水道課長(平生 公一) それでは、所管いたします条例の制定及び全部改正について、議案第80号から議案第82号まで補足説明を申し上げます。

はじめに議案第80号 玉城町下水道事業の設置に関する条例の制定について説明申し上げます。

条例改正議案の5ページをご覧ください。

下水道事業は、財政規模が大きく先行投資型の事業であり、財源として補助金や起債のほか繰入金による一般会計への影響が大きいため経営基盤の強化が課題であります。

住民に必要なサービスである下水道事業を将来にわたり安定的に運営していくため、国では、財務規定等を適用し公営企業会計へ移行することが必要とされています。玉城町の公共下水道事業は、平成9年度から財務規定等を適用していますが、平成31年、国から更なる推進として、その他の事業についても公営企業会計への移行に取り組むよう通知があったことで、農業集落排水事業についても財務規定等を適用することとし、本条例を制定しようとするものでございます。

条例の内容といたしましては、第1条で既に財務規定等を適用している公共下水道事業と、新たに適用する農業集落排水事業を合わせて、下水道事業として設置することとしています。第2条から第3条では、町民の生活環境の向上及び水質保全に資するため下水道事業を設置し、財務規定等を農業集落排水事業に適用することを定めています。

第4条では、公共下水道事業に加えて、農業集落排水施設の名称、位置及び処理区域は、玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例に定めるものとしています。

第5条から第8条においては、その他必要な規定を定めるものです。

なお、附則におきまして、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

また、本条例の施行に伴い玉城町農業集落排水事業特別会計条例及び、玉城町下水道事業の設置等に関する条例は廃止するとしております。

以上、簡単ではございますが補足説明といたします。

次に、議案第81号 玉城町公共下水道条例の制定について、補足説明を申し上げます。11ページをご覧ください。

本議案は、玉城町の公共下水道を下水道事業からセグメント化して、その管理及び使用等について必要な事項を定めようとするものです。条例の内容といたしましては、第1章総則として第1条から第2条において条例の趣旨・用語の定義を、第2章排水設備の設置等として第3条から第7条で宅地等の汚水を公共下水道へ排除するための、排水設備について構造や設置を規定しています。第3章では公共下水道の使用として第8条から第19条で公共下水道の使用に必要な措置や、特定事業所から排除される水質の基準、使用料について定めており、第4章公共下水道の構造の技術上の基準では第20条から第21条において、町が管理する公共下水道施設の構造、基準を定めています。第5章雑則では第22条から第31条で、その他公共下水道施設の管理上必要な事項を定めており、第6章では罰則として第32条から第34条で、規定に違反した場合や命令・指示等に従わなかった場合の過料を定めております。なお、附則におきまして、この条例は令和5年4月1日から施行するとし

ております。

以上、簡単ではございますが補足説明といたします。

続きまして、議案第82号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の全部改正について、補足説明を申し上げます。27ページをご覧ください。

本議案は前段の議案第81号と同様、下水道事業からセグメント化する農業集落排水施設の管理等について、必要な事項を定めようとするものです。条例の内容といたしましては、第1条から第6条において本条例に係る総則を定め、第7条から第10条では宅地等の汚水を農業集落排水施設へ排除するための排水設備の設置について規定しております。次に、第11条から第16条において農業集落排水施設の使用にあたり必要な措置や、使用料の算定等について定め、第17条では雑則について玉城町公共下水道条例を準用することとしており、第19条では、罰則として規定に違反した場合の過料を定めています。なお、附則におきまして、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

◎日程第10 議案第83号から日程第14 議案第87号

○議長（風口 尚） 次に、日程第10 議案第83号 玉城町職員の定年等に関する条例の一部改正について、ないし日程第14 議案第87号 玉城町農業集落排水設備支援事業基金条例の一部改正についてを一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

辻村町長

○町長（辻村 修一） 議案第83号 玉城町職員の定年等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は、令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日を施行日として公布されたことに伴い、一般職の定年年齢が60歳から65歳以上に段階的に引き上げられることとなったことから、それに対応するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、総務政策課長から説明させます。

次に、議案第84号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、前議案と同様に地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例に所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第85号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は、国の人事院勧告を考慮し、一般職の給与改定において勤勉手当の支給月数が引き上げ改正されたことに伴い、町長、副町長及び教育長についても同様の措置を講じたこと、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務政策課長から説明させます。

議案第86号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は、令和4年の人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年11月11日公布、施行されたため、本町においても国家公務員に準ずる措置を行いたく、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、総務政策課長から説明させます。

議案第87号 玉城町農業集落排水設備支援事業基金条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

令和5年度、公営企業会計への移行による農業集落排水事業特別会計の廃止に伴い、農業集落排水設備支援事業基金の積み立て先を農業集落排水事業特別会計予算から玉城町下水道事業会計予算に改めるものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 総務政策課 中村課長

○総務政策課長(中村 元紀) 議案第83号 玉城町職員の定年等に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

条例改正議案及び条例改正新旧対照表をご覧くださいと存じます。

本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、一般職の定年年齢を2年に1歳ずつ引上げ60歳から65歳に引き上げられることに対応するため、所要の改正を行うものであります。

条例改正新旧対照表P1をご覧ください。

第1条では、地方公務員法の関係条項の追加をさせていただきます。第3条では、定年の年齢を60歳から65歳に改正させていただきます。第4条では、1ページ下段から3ページ上段まで、字句の修正及びただし書きの追加等を行っています。第5条以降は、新たに制定するため、条例改正議案で説明させていただきます。条例改正議案38ページ下段をご覧くださいと思います。第5条では、定年に関する施策の調査研究をし、方策を講じるものとしています。第3章として管理監督職勤務上限年齢制を第6条から第11条に定めてさせていただきます。39ページ第6条では管理監督職を医師等を除く管理職手当の支給されている職員と

しています。第7条では、管理監督職員の上限年齢を原則60歳と定めています。第8条では、降任等を行うにあたって守るべき基準を定めています。40ページをお願いいたします。第9条では降任すべき管理監督職の職員を必要がある場合は1年を超えない範囲で降任せずに引続き管理監督職とすることができるようにしています。また、さらに延長する場合、最長で3年まで延長することができるとしています。41ページ下段第10条では、延長する場合には本人の同意を取るものとしています。42ページお願いします。第11条では、延長の事由が消滅した場合は降任等をするとしています。第4章として、定年前再任用短時間勤務制を定めています。第12条では、60歳に達したのち定年前に退職した職員を短時間勤務の職に採用することができるものとしています。第13条では、一部事務組合等に勤務する職員についても同様の措置ができるとしています。第5章雑則として、第14条で規則に委任しています。43ページ附則に令和5年度から令和12年度までの経過措置、情報の提供および勤務の意思の確認等について定めています。44ページ附則として、施行期日、勤務延長に関する経過措置、45ページ以降に定年退職者等の再任用に関する経過措置等が51ページまでに定められています。

続きまして、議案第85号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

人事院勧告を考慮し、町長、副町長及び教育長について、期末手当の改正を行うものがあります。

条例改正議案及び条例改正新旧対照表4ページをご覧ください。

第1条では、12月支給分の期末手当の割合を100分の215から100分の225に引き上げるものです。この規定は令和4年12月1日から適用するものとしてございます。第2条では、令和5年4月以降に支給する期末手当の率を6月12月いずれも100分の220に改正するものです。附則において施行期日等について規定しています。

続きまして、議案第86号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

本議案は、令和4年の人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関し、国家公務員に準ずる措置を行いたく、所要の改正を行うものであります。

条例改正議案71ページ及び条例改正新旧対照表5ページをご覧ください。第1条での改正は、第18条、第2項、第1号で12月支給分の勤勉手当の割合を100分の95から100分の105に引き上げ、同項、第2号では、再任用職員については100分の45を100分の50に引き上げるとともに、給与表の別表第1から別表第4を改めるものです。この規定は令和4年4月1日から適用するものとしてございます。第2条では、令和5年4月以降に支給する期末手当の率を6月12月いずれも100分100に改正し、第2号の再任用職員については、100分の47.5に改正しようとするものです。附則において、施行期日等について規定しています。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

◎日程第15 議案第88号から日程第16 議案第89号

○議長（風口 尚） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第15 議案第88号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、および、日程第16 議案第89号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議についてを一括議題にします。町長に提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

辻村町長

○町長（辻村 修一） 議案第88号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について提案理由を申し上げます。

本議案は、令和5年3月31日をもって宮川福祉施設組合が解散し、三重県市町公平委員会から脱退することに伴い、当該公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会規約の変更について協議する必要性が生じたため、地方自治法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第89号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について提案理由を申し上げます。

本議案は、令和5年4月1日から、規約第3条第4号に定める物品等入札参加資格審査共同参加に関する事務について伊勢市と松阪市を加えるために、三重県市町総合事務組合規約の変更について協議する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第17 議案第90号から日程第23 議案第96号

○議長（風口 尚） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第17「議案第90号 令和4年度玉城町一般会計補正予算（第6号）」ないし、日程第23「議案第96号 令和4年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）」を一括議題にします。町長に提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

辻村町長

○町長（辻村 修一） 議案第90号 令和4年度一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億5,970万円を追加し、予算総額72億5,565万2,000円とするものです。

歳入の主なものといたしましては、地方交付税においては、特別交付税の増額を見込むほか、国庫支出金においては、子どものための教育・保育給付交付金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の増額、および電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援として地方創生臨時交付金の増額計上などをしております。

県支出金につきましては、農林費県補助金において、米、麦、大豆生産総合対策事業補助金の新規計上、寄附金では、前年度並みのふるさと納税寄付金を見込み、増額計上をしております。町債につきましては、事業費確定に伴う公共事業等債の精査、および田丸小学校校舎改修工事に伴う公共施設等適正管理推進事業債の追加計上をしております。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う給与の改定及び職員の人件費等の精査を含む調整を各科目で行っているほか、今般の燃料費高騰による電気料金の値上げに対し、各施設の光熱水費等を増額しております。総務費、総務管理費においては、役場駐車場の舗装補修工事を新規計上、また、ふるさと納税寄付金の増を見込み、ふるさと応援基金への積立、およびふるさと納税にかかる返礼品発送管理委託費等を増額計上いたしております。

民生費、児童福祉費においては、特定教育・保育施設型給付費、子どものための教育・保育給付費の増額、及び今般の物価高騰食材費の高騰により保育所給食材料費を増額計上、衛生費、保健衛生費においては、夏期以降の新型コロナウイルス感染者の爆発的な増加を受けて、一人2万円の感染症給付金の増額、また、新型コロナ予防接種委託料を増額計上しております。農林水産費では、農業費において、歳入でも挙げました県補助事業であります米・麦・大豆生産総合対策事業費補助金の新規計上、商工費では、ふるさと応援寄付金の増加を見込み、報償品等の増額、また観光協会及び商工会へのコロナ対策事業補助金の増額計上、また、アスピア玉城ふれあいの館において、燃料費高騰による光熱水費等の増額に伴い、山村振興事業特別会計への繰出金を増額しております。土木費、道路橋梁費において、道路維持修繕費にかかる設計委託費及び工事請負費の増額、道路新設改良費においては、事業精査に伴う精査により減額計上としております。教育費では、小学校費において、修繕対応として、田丸小学校のトイレの洋式化改修費、有田小学校他プールサイド改修工事、及び田丸小学校遊具更新工事請負費を増額、また中学校費においては、トイレ洋式化改修費、グランドフェンス改修工事請負費を新規計上しております。社会教育費、文化財費においては、来年4月の村山龍平記念館特別展の開催に向けて、今年度分の準備経費を追加計上しております。その他、事業の実施時期など諸般の事情により、債務負担行為及び繰越明許費の設定をしております。

なお、詳細は副町長から説明させます。

議案第91号 令和4年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、主に保険基盤安定制度繰入額その他の算定に基づく補正と令和4年

人事院勧告に伴う人件費の精査を行うもので、歳入歳出それぞれ558万円を追加し、歳入歳出予算総額を15億8,429万8,000円とするものであります。

なお、詳細は保健福祉課長から説明させます。

議案第92号 令和4年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、主に修繕料と光熱水費を計上するもので、歳入歳出それぞれ918万5,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,617万5,000円とするものであります。

なお、詳細は産業振興課長から説明させます。

議案第93号 令和4年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、下水道使用料の見込みによる減額、委託料精査に伴う国庫補助金の減額等を主な理由として、歳入歳出共に、146万6,000円を減額し、予算総額を1億985万5,000円とするものであります。

なお、詳細は上下水道課長より説明をさせます。

議案第94号 令和4年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和4年人事院勧告に伴う人件費の精査を行うもので、歳入歳出ともに関係各科目の補正を行っております。歳入歳出それぞれ9万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を14億6,179万9,000円とするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第95号 令和4年度 玉城町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和4年人事院勧告に伴う人件費の精査等を主な理由として、収益的収入では、5万6,000円を増額し、予算総額を3億2,172万4,000円とし、収益的支出では、9万1,000円を減額し、予算総額を2億8,481万円とするものであります。

なお、詳細は上下水道課長より説明をさせます。

議案第96号 令和4年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、長期前受金戻入による収益化および、減価償却費の増額を主な理由として、収益的収入では、3,695万8,000円を増額し、予算総額を5億4,012万8,000円とし、収益的支出では、3,220万2,000円を増額し、予算総額を5億4,498万円とするものであります。また、資本的収入では、272万1,000円を増額し、予算総額を2億4,985万8,000円と

するものであります。

なお、詳細は、上下水道課長より説明をさせます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 田間副町長

○副町長(田間 宏紀) 議案第90号 令和4年度玉城町一般会計補正予算(第6号)について、補足説明を申し上げます。

予算書に沿って説明いたしますので、1ページをお願いします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ2億5,970万円を追加し、予算総額を72億5,565万2,000円とするものでございます。

同条第2項に規定する3ページからの「第1表歳入歳出予算補正」につきましては、11ページから予算に関する説明、事項別明細書により説明させていただきます。

第2条から第4条につきましては、第2表からご説明申し上げますので、8ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正につきましては、中央公民館窓口等業務を令和5年度から7年度までを、限度額1千500万円にて委託しようとするもので、今年度に契約者を決定し、令和5年4月1日に業務を開始いたしたく、計上するものであります。

次に第3表繰越明許費、2款総務費、1項総務管理費、財産管理経費250万円は、公用電気自動車の購入で年度内納期が見込めず入札が不調になったため繰越明許により来年度納入を可能といたしたく設定するものであります。6款農林水産費、1項農業費、農業振興経費は、肥料高騰緊急支援対策補助金で、国、県事業と連動のため、支払い精算が年度をまたぐことにより、予算額1,000万円の繰越承認をお願いするものであります。

次ページ、第4表地方債補正については、今回の補正予算と合わせて事業費の精査及び額の確定により追加、限度額変更をしたものであり、詳細は歳入の23款町債にて説明いたします。

それでは、歳入の主なものから説明いたします。

13ページをお願いします。

12款地方交付税については、地方特別交付税分を見込み7,452万円を増額、補正後予算額を18億8,596万3,000円としています。15款使用料及び手数料については、町営住宅使用料及び町営プール使用料の事業精査により項の補正額42万3,000円を減額、16款1項1目民生費国庫負担金については、2節で国民健康保険基盤安定国庫負担金額などの算定に伴い、節金額13万1,000円を増額、4節の子どものための教育・保育給付交付金は、今年度の増加分を見込み、245万8,000円を増額、2目衛生費国庫負担金、2節の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は、ワクチンの追加接種に係る委託経費で、3,772万3,000円を増額計上いたしています。

14ページをお願いします。

同款2項1目総務費国庫補助金、2節地方創生臨時交付金は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分として、4,616万4,000円を計上、充当については既決予算も含め今補正

で調整をしています。2目民生費国庫補助金、2節の子育てのための施設等利用給付交付金については、認可外施設に通所する子どもの増加分59万9,000円を増額計上、3目衛生費国庫補助金は、国庫負担金と同様に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金として、追加接種に係る事務経費分192万2,000円を増額計上し、4目土木費国庫補助金では、交付額確定に伴い、防災安全交付金及び道路メンテナンス事業費国庫補助金合わせて610万8,000円を減額しています。17款県支出金1項2目民生費県負担金については、国の負担金に連動し、2節及び4節を併せて413万8,000円を増額計上、4目土木費県負担金、1節地籍調査県負担金は、交付決定により74万2,000円の減額計上としています。

次ページ、同款2項1目総務費県補助金では、地域減災力強化推進補助金の交付決定を受け172万3,000円を新規計上、これは計上済の河川遠隔監視カメラ設置費及び今補正で追加しています防災備蓄品購入費に充当いたします。4目1節農林費県補助金は、国の補正において創設された事業を受け米、麦、大豆生産総合対策事業費補助金を歳出と同額の1,512万4,000円を新規計上、土地改良事業補助金は、農地耕作条件改善事業の増額分を計上しています。同款3項県委託金については、県委託事業の各費目での事業精査及び新規事業の計上となります。

次に、19款1項3目ふるさと応援寄附金につきましては、前年度同程度のふるさと納税寄付者の増を見込み、3,366万6,000円を追加計上し、補正後現計予算額を1億1,876万6,000円とするものであります。

16ページをお願いします。

22款諸収入2項2目土木費受託事業収入については、社会基盤データ更新業務の精算見込み額の整理により、116万4,000円の減額、同款3項1目貸付金元利収入については、歳出で計上しています町観光協会への運転資金700万円の貸付金を、年度末に受け入れるための元金収入でございます。次ページ、23款1項町債、1目農林水産債、2節の農地耕作条件改善事業債は、事業費増で20万円を増額するものであります。2目土木債、1節公共事業等債は、交付金額確定による事業精査で、防災安全交付金事業債、道路メンテナンス事業債合わせて450万円の減額、3目教育債、3節公共施設等適正管理推進事業債は、田丸小学校校舎外壁改修事業分4,450万円を追加計上するものであります。

次に、歳出ですが、歳出の各費目における正規職員及び会計年度任用職員の人件費関係につきましては、人事院勧告に伴う給与改定並びに育児休業、休職職員等の精査を含む今年度の実績及び見込として人件費等を調整し、各科目にて補正しています。

また、今補正予算でもウクライナ情勢、エネルギー価格の高騰などによる電気料金の値上げに対し、各公共施設の光熱水費につき、増額で対応をいたしたところではありますが、決算見込みが立ちにくく、今後の状況により、年度末補正での精査をお願いいたします。以上2点については、各科目にわたり補正していますので、説明は省略させていただきます。ご了承願います。

それでは、歳出の新規計上及び主なものをご説明申し上げます。

18ページの1款議会費は職員人件費、2款総務費1項1目一般管理費は特別職を含む人件費関係が主なものでありますので、省略いたします。

次ページをお願いします。

同款、1項5目財産管理費、11節役務費では、各公共施設への電力供給契約でありますエネルギーサービスプロバイダー契約業務手数料が、6月末で終了したことから165万3,000円の減額、14節工事請負費では、役場庁舎前駐車場の舗装補修工事を今期予定いたしますので、2,000万円を新規計上とし、24節では、歳入で見込んだふるさと応援寄附金につき、経費分を差し引いた2,407万4,000円を基金積立金として計上しています。6目企画費は、11節から13節にて、ふるさと応援寄附金の増に伴い、金融機関等事務取扱手数料に12万8,000円、返礼品発送管理業務委託料に185万2,000円、申込サイト使用料に192万1,000円をそれぞれ増額しています。

20ページをお願いします。

18節の伊勢鉄道負担金115万1,000円の新規計上は、令和3年度より県及び沿線市町で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経営支援として支出しているもので、令和4年度分の玉城町の負担割合となります。7目交通安全対策費、10節の消耗品費は、自転車リアライトの購入費で、昨今の自転車死亡事故防止と交通ルールの啓発で中学生及び住民の皆さまに配布いたしたく50万円を追加計上、次に、同款2項徴税费、および3項戸籍住民基本台帳費は、主に人件費精査となりますので省略いたします。

22ページをお願いします。

同款4項選挙費4目参議院議員選挙費については、7月執行済の選挙経費の精算で、56万1,000円の減額、5目県議会議員選挙費については、来年4月に執行予定であります県議会選挙の準備経費として、119万3,000円を説明欄記載のとおり計上するものであります。次の5項統計調査費においても、就業構造基本調査などの事業精算となります。

次ページ、3款民生費1項1目社会福祉総務費、27節繰出金については、各特別会計への今年度分の人件費等の精査による調整と国民健康保険保険基盤安定繰出金など算定額の確定による増額で、計548万円を計上しています。

24ページをお願いします。

7目心身障害者福祉費、1節報酬については、県の委託事業であります全国在宅障害児障害者実態調査員報酬として、歳入同額の4万3,000円を新規計上、次に、同款2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、次ページ、19節扶助費において、町外の幼稚園、認定こども園等に通所する子供を対象とした特定教育・保育施設型給付費、子どものための教育・保育給付費、合わせて601万3,000円を増額、2目児童福祉施設費、10節需用費、保育所給食材料費については、今般の物価、食材費の高騰により305万1,000円の増額計上、4款衛生費1項1目保健衛生総務費については、18節で二次救急医療負担金及び休日診療所運営負担金合わせて47万6千円の増額計上。

26ページをお願いします。

19節扶助費については、第7波に続く第8波、10月末からの新型コロナウイルス感染者

の増加を受けて、一人2万円の新型コロナウイルス感染症給付金を2,000万円増額計上いたします。2目予防費については、新型コロナウイルスワクチン追加接種にかかる玉城病院への接種委託料3,772万3,000円の増額ははじめ、接種事務経費を各費目にて計上しています。また、18節では、町単独事業として、子宮頸がんワクチン予防接種補助金41万円を新規計上いたしています。同款2項清掃費については、人件費精査につき省略いたします。

次ページをお願いします。

6款農林水産費1項農業費3目農業振興費では、18節におきまして歳入で申し上げた交付金事業であります米・麦・大豆生産総合対策事業費補助金1,512万4,000円を新規に計上しています。これは、国が進める国産小麦の反収や品質の向上を図るための支援事業に町の大規模麦農家と進める事業が採択を受けたものでございます。次に、4目畜産振興費18節の松阪食肉センター再整備対策負担金15万1,000円は、構成市町でコロナ対策、原油価格高騰対策支援金として支出する玉城町分でございます。5目農地費では、12節委託料で農地耕作条件改善事業として妙法寺地内の玉城1期地区2号排水路の測量設計業務を108万円増額し、14節の農村地域防災減災事業工事請負費230万円の減額は、ため池水位遠隔監視装置の購入につき、28ページ、17節備品購入費へ予算を組み換えるものになります。次に、同款2項林業費につきましては、山神地区の的山と原地区の国束山を結ぶ林道修繕費用として88万4,000円の増額計上、7款1項商工費、2目商工振興費については、次ページ、7節報償費で、ふるさと応援寄附金件数増に伴う返礼品の報償品費1,010万円の増額、18節では、町観光協会が採択を受けた地域資源を活かした観光振興創出事業の町負担金分の補助金200万円及び玉城町商工会へのコロナ対策事業の事業復活支援金を236万1,000円増額、20節貸付金につきましては、先の採択を受けた事業の運転資金として、歳入でも申し上げました町観光協会への貸付金700万円の新規計上であります。また、27節の山村振興事業特別会計操出金918万5,000円は、アスピア玉城ふれあいの館における修繕費及び燃料費高騰による光熱水費等の大幅な増額によるものとなります。

30ページをお願いします。8款土木費1項1目土木総務費、12節委託料は、各事業の台帳更新業務、社会基盤データ更新の精算見込み額の整理により、133万6,000円の減額、同款2項道路橋梁費2目道路維持修繕費については、12節で道路維持修繕費にかかる設計委託費の精査につき、391万2,000円を増額、次ページの14節工事請負費では、道路メンテナンス事業の交付決定による減額はあるものの、舗装補修など単独事業の道路補修工事費を増額し1,504万5,000円の計上としています。3目道路新設改良費については、防災安全交付金の交付決定に伴う事業費精査で、町道田丸宮古線にかかる費目で、12節の設計積算業務は216万7,000円増額するものの、他費目は減額しています。

同款3項河川費では、主に12節の外城田川災害防止対策事業の測量設計委託料163万円を14節工事請負費へ予算の組み換えをするものであります。32ページ、同款4項1目都市計画総務費については、12節で地籍調査業務委託料を補助金交付決定により125万4,000円減額計上、次ページ、9款1項消防費、1目常備消防費では、落雷被害を受けた玉城出張所の出動表示機修繕費に46万5,000円を。4目災害対策費では、10節需用費消耗品費にて、

防災備蓄品の簡易トイレセット等の購入に102万1千円を増額、5目防災対策費14節の河川遠隔監視カメラ設置工事請負費については、事業精算により41万5千円を減額いたします。なお、これらの2事業（簡易トイレ購入及び遠隔監視カメラ設置）については、今回採択を受けた県1/2補助事業であります地域減災力強化推進補助金を活用いたします。また、18節自主防災推進事業補助金では、長期化するコロナ禍のもと、防災資機材整備補助事業に多数の申請を頂いていることから、50万円を追加計上しています。34ページをお願いします。10款教育費1項教育総務費は、主に人件費の精査となりますので省略いたします。次ページ、同款2項小学校費1目学校管理費では、10節需用費修繕料として、田丸小学校のトイレ洋式化改修費などに1,341万2,000円を増額、これは現在33基中12基は、改修済みではありますが、残りの21基を洋式化し、改修済みの12基についても温水付き便座等に入れ替えるものであります。次に14節工事請負費については、老朽化が進む有田小学校プールサイド改修工事に1,500万円を、また田丸小学校の大型ブランコ改修、有田小学校の屋外平均台改修設置等の遊具更新工事に393万8千円を増額計上しています。同款3項中学校費1目学校管理費についても、10節の修繕料にて、田丸小学校と同様に27基中17基のトイレ洋式化改修費などに、1,025万6,000千円を。36ページ、14節工事請負費では、グラウンド防球フェンス未設置部分、南側への設置工事に535万円を新規計上しています。

次ページをお願いします。同款4項社会教育費2目公民館費の12節委託料418万3,000円の減額はデジタル図書事業委託料及び図書館改装工事監理業務の入札執行差金によるであります。3目文化財費については、主に来年4月に開催を計画いたします村山龍平記念館開館40周年特別展に向けての今年度分の準備経費をそれぞれ追加計上するものであります。38ページをお願いします。同款5項保健体育費、2目保健体育施設費については、10節の修繕料において、総合グラウンドの側溝浚渫改修、お城広場ナイター設備改修などに202万5,000円を増額計上しています。11款災害復旧費は、農業施設から林道災害復旧への予算の組換えであります。39ページをお願いします。13款諸支出金、1項公営企業費、4目公共下水道事業会計繰出金は、基準繰出額の精査にて394万1千円を増額計上、同款2項諸費、1目国庫支出金返納金、2目県支出金返納金は、過年度分にかかる民生費関係補助事業の精算による返納金を増額計上しています。14款予備費では、33万4,000円を減額し、今補正の財源調整を行ったものであります。

以上、簡単ではございますが、補足説明といたします。

よろしく、ご審議賜りますようお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 保健福祉課 奥野課長

○保健福祉課長（奥野 良子） 議案第91号について、補足説明を申し上げます。

令和4年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、今回の補正予算は、主に保険基盤安定制度及び未就学児均等割保険料軽減、財政安定化支援事業の算定結果に基づく補正および令和4年人事院勧告に伴う人件費の精査を行うものでございます。

予算書7ページ、歳入をご覧ください。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金は、歳出の傷病手当金増額分に対応し、特別交付金を15万円増額しております。5款、繰入金、1項 他会計繰入金、1目 一般会計繰入金は、人件費精査にかかる事務費繰入金のほか、財政安定化支援事業繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、保険基盤安定制度における保険料軽減分と保険者支援分繰入金をそれぞれの算定結果に基づき増減を行い、合わせて543万円の増額としております。本年度創設された未就学児均等割保険料繰入の対象となる被保険者数は63人、また、保険基盤安定制度の対象となる被保険者数は、1,799人で前年度と同数でした。

8ページ歳出をご覧ください。

1款総務費では、一般会計繰入金を財源とし、人事院勧告に伴う職員人件費の精査を行っております。2款 保険給付費、6項傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給見込みにより15万円の増額。3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分から、9ページ中段 3項介護納付金分まで、歳入の一般会計繰入金の各項目の補正に伴い財源内訳を変更しております。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金は、前年度保険給付費等交付金その他の精算に伴う返還金を計上し、10ページ、8款予備費において1,003万7,000円減額し調整しました。

以上、簡単ではございますが補足説明といたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 産業振興課 里中課長

○産業振興課長(里中 和樹) 最初に10月8日から臨時休業をしておりました玉城弘法温泉を12月3日より再開いたしました。大変ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申します。引き続きご賜りますよう宜しくお願いいたします。

それでは産業振興課が所管いたします、議案第92号 令和4年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第3号)について補足説明を申し上げます。

それでは7ページをお開き下さい。

5款繰入金 1項他会計繰入金 1目一般会計繰入金については、歳出計上額を補填するために、一般会計より918万5千円を繰り入れようとするものでございます。

続きまして8ページをお願いします。歳出の1款管理運営費 1項管理運営費 1目管理運営費 10節修繕料の増額219万3,000円の主なものは、9月に引き続き給湯器の修繕によるものでございます。また、高熱水費の699万2千円の増額は電気代高騰に伴うものでございます。以上補足説明とさせていただきます。宜しくご審議賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 上下水道課 平生課長

○上下水道課長(平生 公一) それでは、所管をいたします議案第93号 令和4年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の補足説明を申し上げます。

予算書にて説明いたしますので、1ページをお願いします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ146万6,000円を減額し、予算総額を1億985万5,000円とするものであります。同条第2項に規定する3ページからの第1表 歳入歳出予算補正につきましては、7ページから予算事項別明細書により説明させていただきます。それでは詳細について、まず歳出から先に説明いたします。

8ページをお願いします。歳出の主なものといたしまして1款1項 農業集落排水事業費 1目農業集落排水総務費 18節負担金補助及び交付金では 社会基盤データ更新業務の精算見込みにより負担金8万5,000円の減額としております。3目農業集落排水整備費 12節委託料は機器類の機能回復のため、令和5年度新規事業採択に向け、策定中の維持管理適正化計画の完成を見込み137万3,000円減額精査するものです。2款1項公債費 1目元金ならびに2目利子については説明欄記載のとおりで、これら歳出予算の補正額は、146万6,000円の減額となります。

7ページに戻ります。歳入の主なものについて説明いたします。2款使用料および手数料、1項使用料、1目下水道使用料について、下水道使用料の第4四半期見込みによる減額61万3,000円および国庫支出金、1項国庫補助金、1目農業集落排水施設事業国庫補助金について、歳出で説明申し上げた業務の精算見込みによる137万4,000円の財源精査、ほか合わせて146万6千円を減額するものであります。これにより歳入、歳出の予算総額は、それぞれ1億985万5,000円となるものです。以上、議案第93号の補足説明といたします。

次に、議案第95号 令和4年度 玉城町水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。予算書、1ページをお願いします。今回の補正は、職員給与等、人件費の算定見直しが主なもので、第2条から第3条において、関連する科目の予定額を補正するものです。詳細について3ページをお願いします。

収益的収入では、1款水道事業収益、1項営業収益、4目その他営業収益で、水道工事の指定業者登録数が見込みを上回ったことで手数料、5万6,000円を増額し、予算総額3億2,172万4,000円とするものです。

収益的支出につきましては、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水費において人事院勧告に基づく職員給与等、人件費の算定見直しにより2万6,000円の減額、4目総係費についても同様に14万7,000円の減額精査とするものです。

また、2目配水費において、社会基盤データ更新業務の精算見込みにより、負担金8万2,000円増額計上し、合わせて9万1,000円を減額、予算総額2億8,048万1,000円とするものです。

以上、議案第95号の補足説明といたします。

続きまして、議案第96号 令和4年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

予算書、1ページをお願いします。

今回の補正は、既に公共下水道として供用していますピュアタウン蚊野および公園通りにおいて、受贈財産評価額の再調査に伴う固定資産計上によるものが主なところで、第2

条から第3条において関連する科目の予定額を補正するものです。詳細について3ページをお願いします。

収益的収入の主なものとして、1款下水道事業収益、2項営業外収益、4目長期前受金戻入において、受贈財産評価額として511万9,000円を増額、3項特別利益 1目過年度損益修正益に、財産取得時点からの累計3,054万6,000円を計上、下水道事業収益を3,695万8,000円増額し、総額5億4,012万8,000円とするものです。

収益的支出では、受贈財産の資産計上に伴い、1款下水道事業費用、1項営業費用、5目減価償却費で511万9,000円を増額し、3項特別損失、1目過年度損益修正損として、財産取得時点からの累計3,054万7,000円を計上するものです。

また、1項営業費用、1目管渠費で下水道管調査委託料の精査、および3目総係費で人件費の見直し及び、社会基盤データ更新業務負担金の減額により、下水道事業費用を3千220万2000円を増額し、予算総額を5億4千498万円とするものです。

4ページをお願いします。

資本的収入では、1款資本的収入、2項補助金、2目他会計補助金で一般会計からの基準繰入金で272万1000円増額し、予算総額を2億4千985万8,000円とするものです。

以上、議案第96号の補足説明といたします。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（風口 尚） これで本日の日程は全て終了いたしました。

明日8日は午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前10時41分 散会)